

「蒲郡駅事件」解雇撤回を訴えた民事裁判の 不当判決を許さない抗議声明

本日、名古屋地方裁判所は「蒲郡駅事件」・加藤誠二さん懲戒解雇撤回裁判〔平成19年(ワ)第3845号事件〕に対して棄却するという不当判決を下した。

この不当判決は、4月21日に出された有罪ありきの憶測を積み重ねた刑事裁判の有罪判決に基づいて出されたもので私たちは怒りをもって抗議する。

この民事裁判の判決は、「古田助役は秘密文書の管理に対する認識の甘さがあった」から鍵をかけていたという供述は信用できないということや、先の刑事裁判で検察側が物的証拠として指紋を出せなかった事実を無視して、「指紋捜査が行われた事実がない」「指紋が検出されなかったとしてもその証拠の価値は乏しく認定を左右するものではない」と勝手に決めつけているなど不当極まりない反動判決である。解雇という労働者にとって死を意味する事態を何ら鑑みることなく、刑事裁判での意図的な有罪ありきの政治弾圧に目をそむけた不当な判決を絶対に認めるわけにはいかない。あらためて私たちは、会社が行った不当解雇と名古屋地方裁判所の不当判決を断じて許すことなく全組合員と共に、満身の怒りを持って弾劾する。

公権力から私たちJR総連・JR東海労の旗の下に結集する者に対して様々な攻撃がかけられるのは、国家公安委員でもあるJR東海葛西会長の飽くなき野望である「リニア」実現のためにJR東海会社が進める「物言えぬ社員」化の手段である「主任レポート」や「時系列等報告書」を活用した攻撃に反対し、職場から当たり前の労働運動を推し進めているからだ。また、『週刊現代』をはじめとするテロリストキャンペーンにもかかわらず、一昨年12月28日のJR東労組元委員長・松崎明氏の「業務上横領事件」での不起訴処分という私たちの勝利に対するより悪辣な攻撃であることは間違いない。その攻撃の質・構造において、「JR浦和電車区事件」の美世志会7名への不当な攻撃と同根であるといえる。

今回の加藤誠二さんへの攻撃は、「JR東海労組合員なら誰でもよかった」のだ。なぜなら今回の攻撃の発端となった「会社の労務管理文書の内部告発」に危機感をもった会社が、「二度と内部告発をさせない」ために仕掛けてきた攻撃だからであり、お前もこうなるぞと言わんがための、見えざる「内部告発者」に対する警告を通じたさらなる「物言えぬ社員」化づくりの強化という性格を帯びた攻撃なのだ。

私たち関西地本は、石川さんと京力さんの解雇から16年、東海の地に労働運動の火を消すな！を合い言葉に果敢に闘ってきた。これからも加藤誠二さんや美世志会の仲間と共に「解雇撤回・早期職場復帰」に向けて、職場闘争と結合させ更に闘い抜くことをここに明らかにする。

2009年5月19日

JR東海労新幹線関西地本